

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

（埼玉県手数料条例の一部改正）

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同条第二十号中「第七十四号」を「第七十六号」に改め、同条第二十一号中「第七十五号」を「第七十七号」に改め、同条第二十二号中「第七十六号」を「第七十八号」に改め、同条第二十三号中「第七十七号」を「第七十九号」に改め、同条第二十四号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十五号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十六号中「第八十三号」を「第八十五号」に改める。

別表保健医療部の項第四号から第三十七号までを次のように改める。

<p>四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七千六百円 ロ 営業許可継続の場合 一万四千元</p>
<p>五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 六千八百円 ロ 営業許可継続の場合 五千四百円</p>

<p>八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料</p>	<p>調理された食品を販売する営業許可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 ロ 営業許可継続の場合 八千五百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 ロ 営業許可継続の場合 八千五百円</p>	

<p>十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査</p>
<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>	<p>乳処理業許可申請手数料</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 ロ 営業許可継続の場合 八千五百円</p>

<p>十三 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく食品の放射 線照射業の許可 の申請に対する 審査</p>	<p>食品の放 射線照射 業許可申 請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>
<p>十四 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく菓子製造業 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>菓子製造 業許可申 請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>十五 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づくアイスクリ ーム類製造業の 許可の申請に対 する審査</p>	<p>アイスク リーム類 製造業許 可申請手 数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>十六 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく乳製品製造</p>	<p>乳製品製 造業許可 申請手数 料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>業の許可の申請 に対する審査</p>	<p>十七 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく清涼飲料水 製造業の許可の 申請に対する審 査</p>	<p>十八 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく食肉製品製 造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>十九 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく水産製品製 造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>二十 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基</p>
	<p>清涼飲料 水製造業 許可申請 手数料</p>	<p>食肉製品 製造業許 可申請手 数料</p>	<p>水産製品 製造業許 可申請手 数料</p>	<p>氷雪製造 業許可申 請手数料</p>
	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>請手数料</p>	
<p>二十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>麺類製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十八 食品衛生法第五十五条第</p>	<p>そうざい製造業許</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>三十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>
<p>複合型冷凍食品製造業申請手数料</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型そうざい製造業申請手数料</p>	<p>可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 三万五千元 ロ 営業許可継続の場合 二万八千元</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百元</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 三万五千元 ロ 営業許可継続の場合 二万八千元</p>	

<p>三十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>三十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>
<p>三十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食品の小分け業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>三十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の申請手数料</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>造業の許可の申請に対する審査</p>		
<p>三十六 食品衛生法又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）の規定に基づく許可を受けた者又は申請若しくは届出を行った者の依頼に基づき実施する営業に関する証明書の交付</p>	<p>食品に関する営業証明書交付手数料</p>	<p>一通につき 七百五十円</p>
<p>三十七 削除</p>		

別表保健医療部の項中第八十二号を第八十五号とし、第六十四号から第八十一号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六十三号を同項第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>百六十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の製造工程の</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管</p>	<p>イ 医薬品についての適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品に係る場合 (3)に掲げる場合を除く。 十九万八千円に品目ごとに三千三百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額 (2) 一般医薬品に係る場合 (3)に掲げる場合を除く。 十三万七千円に品目ごとに二千円及び製造販売業者ごとに九千円を加え</p>
---	-----------------------------	---

区分ごとの適合
性調査の申請に
対する審査

た金額

(3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示
又は保管のみを行う場合

七万千五百円に品目ごとに五百円及
び製造販売業者ごとに九千円を加えた
金額

ロ 医薬部外品についての適合性調査

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

(1) 無菌医薬部外品に係る場合 (3)に掲
げる場合を除く。)

十五万五千六百円に品目ごとに三千
三百円及び製造販売業者ごとに九千円
を加えた金額

(2) 一般医薬部外品に係る場合 (3)に掲
げる場合を除く。)

十万八千八百円に品目ごとに二千円
及び製造販売業者ごとに九千円を加え
た金額

(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、
表示又は保管のみを行う場合

五万七千三百円に品目ごとに五百円
及び製造販売業者ごとに九千円を加え
た金額

別表保健医療部の項中第六十二号を第六十四号とし、第六十七号から第
百六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十六号中「第八十条第三項第三
号の規定に基づく医療機器又は」を「第八十条第二項第三号及び第三項第三号の
規定に基づく保管のみを行う医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業又は医
療機器若しくは」に、「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料
」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業
の登録申請手数料」に改め、同号中ロをホとし、イをニとし、イからハまでとし
て次のように加える。

イ 医薬品の製造に係る登録

三万八千三百円

ロ 医薬部外品の製造に係る登録
ハ 化粧品製造に係る登録

三万八千三百円
三万八千三百円

別表保健医療部の項中第百五十六号を第百五十八号とし、第百三十三号から第百五十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百三十二号の次に次の二号を加える。

<p>百三十三 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 六条の二第一項 の規定に基づく 地域連携薬局の 認定の申請に対 する審査</p>	<p>地域連携 薬局認定 申請手数 料</p>	<p>一万二千円</p>
<p>百三十四 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 六条の三第一項 の規定に基づく 専門医療機関連 携薬局の認定の 申請に対する審 査</p>	<p>専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数 料</p>	<p>一万二千円</p>

別表保健医療部の項に次の二号を加える。

<p>百八十六 農林水 産物及び食品の 輸出の促進に関 する法律（令和 元年法律第五十</p>	<p>輸出証明 書発行申 請手数料</p>	<p>八百七十円</p>
---	-------------------------------	--------------

<p>七号)第十五条 第二項の規定に 基づく輸出証明 書(農林水産物 及び食品の輸出 の促進に関する 法律施行規則(令 和二年財務省・ 厚生労働省・農 林水産省令第一 号)第四条第一 号に掲げる農林 水産物又は食品 のうち主務大臣 が厚生労働大臣 のものに係るも のに限る。)の 発行の申請に対 する審査</p>		
<p>百八十七 農林水 産物及び食品の 輸出の促進に関 する法律第十七 条第二項の規定 に基づく適合施 設(農林水産物 及び食品の輸出 の促進に関する 法律施行規則第 十五条各号に掲 げる農林水産物 又は食品のうち 主務大臣が厚生</p>	<p>適合施設 認定申請 手数料</p>	<p>イ 知事が実地に検査を行う場合 二万九百円 ロ イ以外の場合 一万四百円</p>

労働大臣のものに係るものに限る。）の認定の申請に対する審査		
-------------------------------	--	--

別表農林部の項第五十五号を次のように改める。

五十五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第四条第一号及び第三号に掲げる農林水産物又は食品のうち主務大臣が農林水産大臣のものに係るものに限る。）の発行の申請に対する審査	輸出証明書 書発行申請 手数料	八百七十円
---	-----------------------	-------

別表農林部の項中第五十七号を第五十八号とし、第五十六号を第五十七号とし、第五十五号の次に次の一号を加える。

五十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に	適合施設 認定申請 手数料	イ 知事が実地に検査を行う場合 二万九百円 ロ イ以外の場合 一万四百円
--------------------------------------	---------------------	---

<p>基づく適合施設 （農林水産物及 び食品の輸出の 促進に関する法 律施行規則第十 五条各号に掲げ る農林水産物又 は食品のうち主 務大臣が農林水 産大臣のものに 係るものに限る。） の認定の申請に 対する審査</p>		
--	--	--

別表都市整備部の項第一号中「第百十四号イ及び第百十九号イ」を「第百十六号イ及び第百二十一号イ」に改め、同項第五号中「第百八号ハ、第百十四号ハ及び第百十九号ハ」を「第百十号ハ、第百十六号ハ及び第百二十一号ハ」に改め、同項第百二十三号イ中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号イ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号イ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第百二十三号ロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ロ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十六万七千円

別表都市整備部の項第百二十三号ハ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

六万五千円

別表都市整備部の項第二百二十三号を同項第二百二十五号とし、同項第二百二十二号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号イ中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

別表都市整備部の項第二百二十二号ニ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ニ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

三十三万四千円

別表都市整備部の項第二百二十二号ホ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ホ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ホ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十三万円

別表都市整備部の項第二百二十二号を同項第二百二十四号とし、同項第二百二十一号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第一百十九号金額の欄イ」を「第二百一十一号金額の欄イ」に、「第一百十九号金額の欄ロ」を「第二百一十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十三号とし、同項第二百二十号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第一百十八号金額の欄」を「第二十号金額の欄」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

九千五百円

別表都市整備部の項第二百十号ハ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十六万七千円

別表都市整備部の項第二百十号ニ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ニ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

六万五千円

別表都市整備部の項第二百十号を同項第二百十二号とし、同項第一百十九号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同号を同項第二百十一号とし、同項第一百十八号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、「第二百十号イ(2)」を「第二百二十号イ(2)」に、「第二百二十号イ(2)」を「第二百二十四号イ(2)」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

別表都市整備部の項第一百十八号ハ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

三十三万四千円

別表都市整備部の項第一百十八号ニ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ニ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十三万円

別表都市整備部の項第百十八号を同項第百二十号とし、同項第百十七号中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二百二十三号」を「第二百二十五号」に改め、同号イ(1)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(1)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(1)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一万九千円
-

別表都市整備部の項第百十七号イ(2)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(2)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(2)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
九千五百円
-

別表都市整備部の項第百十七号ロ(1)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(1)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(1)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
三十三万四千円
-

別表都市整備部の項第百十七号ロ(2)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(2)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(2)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十三万円
-

別表都市整備部の項第百十七号ハ(1)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ハ(1)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ(1)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
-

十六万七千円

別表都市整備部の項第十七号ハ(2)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ(2)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
六万五千円

別表都市整備部の項第十七号を同項第一百十九号とし、同項第一百十六号中「第百十四号金額の欄イ」を「第百十六号金額の欄イ」に、「第百十四号金額の欄ロ」を「第百十六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十八号とし、同項第一百十五号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第十五号ロ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
七万二千五百円

別表都市整備部の項第十五号ロ(4)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(4)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(4)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十五万八千五百円

別表都市整備部の項第十五号ロ(5)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(5)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(5)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
五万九千円

別表都市整備部の項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「この号及び第十五号」を「この号及び第十七号」に、「(一)から(六)まで及び第十五号(3)」を「(一)から(七)まで及び第十七号(3)」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
一万九千円

別表都市整備部の項第十三号ロ(3)中「第百十五号ロ(3)」を「第百十七号ロ(3)」に改め、同号ロ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十四万五千円

別表都市整備部の項第十三号ロ(4)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(4)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(4)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
三十一万七千円

別表都市整備部の項第十三号ロ(5)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(5)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(5)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十一万八千円

別表都市整備部の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第百八号金額の欄イ」を「第百十号金額の欄イ」に、「第百八号金額の欄ロ」を「第百十号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項中第百九号を第百十一号とし、第百八号を第百十号とし、同項第百七号イ中「第百九号」を「第百十一号」に、「第百十号」を「第百十二号」に改め、同号ロ中「第百九号」を「第百十一号」に改め、

同号を同項第百九号とし、同項中第百六号を第百八号とし、第八十八号から第百五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八十七号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同号を同項第八十九号とし、同項中第八十六号を第八十八号とし、第三十六号から第八十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十五号の次に次の二号を加える。

<p>三十六 建築基準 法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境 向上用途 誘導地区 内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可 申請手数 料</p>	<p>十六万円</p>
<p>三十七 建築基準 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境 向上用途 誘導地区 内における建築物の高さの最高限度の特例許可 申請手数 数料</p>	<p>十六万円</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項中第百八十七号を第百八十九号とし、第百六十七号から第百八十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百六十六号イ(1)及び(2)中「(3)」を「(3)及び(4)」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に「(4)に掲げる場合を除く。」を加え、同号イに次のように加える。

-
- (4) 保管製造所において行う場合
七万千五百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円を
加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十六号ロ(1)及び(2)中「(3)」を「(3)及び(4)」に改め、
同号ロ(3)中「場合」の下に「(4)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次
のように加える。

-
- (4) 保管製造所において行う場合
五万七千三百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円
を加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十六号を同項第六十八号とし、同項第六十五号
イ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に、「十五万五千六百円」
を「十九万八千円」に改め、同号イ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から
(5)まで」に、「十万八千八百円」を「十三万七千円」に改め、同号イ(3)中「場
合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「五万七千三百円」を「七
万千五百円」に改め、同号イ(4)中「五万七千三百円」を「七万千五百円」に改め、
同号イに次のように加える。

-
- (5) 保管製造所において行う場合
七万千五百円に品目ごとに五百円を加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十五号ロ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「か
ら(5)まで」に改め、同号ロ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」
に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同
号ロに次のように加える。

-
- (5) 保管製造所において行う場合
五万七千三百円に品目ごとに五百円を加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十五号を同項第六十七号とし、同項第六十四号
イ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に、「八万三千元」を「十
万六千六百円」に改め、同号イ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)ま
で」に、「五万百円」を「六万三千五百円」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に
「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「二万四千九百円」を「三万六百元」
に改め、同号イ(4)中「二万四千九百円」を「三万六百元」に改め、同号イに次の

ように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

三万六百元

別表保健医療部の項第六十四号ロ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

二万四千九百元

別表保健医療部の項第六十四号を同項第六十六号とし、同項第六十三号イ(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「十五万五千六百元」を「十九万八千円」に改め、同号イ(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「十万八千八百円」を「十三万七千円」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イ(4)中「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イに次のように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

七万五千五百円に品目ごと

に五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第六十三号ロ(1)及び(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

五万七千三百円に品目ごと

に五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第六十三号を同項第六十五号とし、同項第六十二号中「基づく製造販売の承認の申請時」の下に「又は承認事項に係る変更計画の承認時」を加え、「製造販売の承認の申請時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」を「製造販売の承認の申請時又は承認事項に係る変更計画の確認時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」に改め、同号イ(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「八万三千元」を「十万六千六百元」に改め、同号イ(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「五万六千円」を「六万三千元」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「二万四千九百元」を「三万六百元」に改め、同号イ(4)中「二万四千九百

円」を「三万六百元」に改め、同号イに次のように加える。

-
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所において保管のみを行う場合（以下「保管製造所において行う場合」という。）

三万六百元

別表保健医療部の項第六十二号ロ(1)及び(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

-
- (5) 保管製造所において行う場合

二万四千九百元

別表保健医療部の項第六十二号を第六十四号とし、第六十一号を第六十三号とし、第六十号を第六十二号とし、同項第五十九号中「第八十条第三項第三号の規定に基づく医療機器又は」を「第八十条第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づく保管のみを行う医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、製造業又は医療機器若しくは」に、「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」に改め、同号中ロをホとし、イをニとし、イからハマでとして次のように加える。

-
- イ 医薬品の製造に係る登録の更新 二万八千百元
ロ 医薬部外品の製造に係る登録の更新 二万八千百元
ハ 化粧品の製造に係る登録の更新 二万八千百元
-

別表保健医療部の項第五十九号を第六十一号とし、第五十三号から第三百五十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十二号中「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証」の下に「若しくは登録証、同項第七号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証若しくは登録証、医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の

時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」を「製造販売の承認の申請時又は承認事項に係る変更計画の確認時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」に改め、同項中第四百六号を第四百十一号とし、第三百八号から第四百五号までを五号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百十一 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料

三百十二 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六号を第三百九号とし、第二百三十八号から第三百五号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三十七号を第二百三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百三十九 輸出証明書発行申請手数料（農林部所管のものに限る。）

二百四十 適合施設認定申請手数料（農林部所管のものに限る。）

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百三十六号を第二百三十七号とし、第一百七十一号から第二百三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十号の次に次の一号を加える。

百七十一 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の区分適合性調査申請手数料

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表保健医療部の項第四号から第三十七号までの改正規定は令和三年六月一日から、第二条の規定及び第三条中別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百六十四号及び第三百六十七号の改正規定は令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四号から第三十五号までの規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一百五号、第一百七号、第百

十九号、第二百二十号、第二百二十二号、第二百二十四号及び第二百五号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第百六十四号から第百六十七号までの規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第百三十三号及び第百三十四号の規定の適用については、令和三年四月一日から令和三年七月三十一日までの間は、これらの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とする。

6 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第百五十八号及び第百六十六号の規定の適用については、令和三年四月一日から令和三年七月三十一日までの間は、これらの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第一号）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」とする。